

○横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則

平成12年3月31日

規則第50号

改正 平成13年12月28日規則第113号

平成16年4月1日規則第49号

平成17年6月24日規則第103号

平成18年3月31日規則第84号

平成19年3月30日規則第37号

平成22年9月3日規則第56号

平成24年3月23日規則第22号

平成27年3月31日規則第50号

廃止 令和3年5月14日規則第27号

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例（平成17年6月横浜市条例第64号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平17規則103・一部改正)

第2条 削除

(平17規則103)

(食品衛生責任者)

第3条 条例別表第1第7項第5号（条例別表第2第8項において条例別表第1第7項第5号の基準によることとなる場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項に規定する食品衛生管理者となることができる資格を有する者
- (2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号に規定する者
- (3) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士
- (4) 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第2条に規定する製菓衛生師

- (5) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
  - (6) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第12条第1項に規定する食鳥処理衛生管理者
  - (7) 船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）第2条に規定する船舶料理士
  - (8) 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）第2条第3号に規定するふぐ包丁師
  - (9) 市長の指定する食品衛生その他公衆衛生に関する講習会の課程を終了した者
  - (10) 前各号に準ずる資格を有すると市長が認めた者
- 2 営業者は、食品衛生責任者を置き、又は自ら食品衛生責任者となったときは、その日から15日以内に、当該営業の施設（営業が各部門に分かれているときは、当該各部門。以下同じ。）ごとに、食品衛生責任者設置（変更）届出書（第1号様式）を保健所長に提出しなければならない。食品衛生責任者を変更したときも、同様とする。
- 3 前項の届出書を提出する際には、条例別表第1第7項第5号の規定に該当する者であることを証する書類を提示しなければならない。
- 4 保健所長は、第2項の届出書を受理したときは、遅滞なく、当該営業者に食品衛生責任者証（第2号様式）を交付するものとする。
- 5 営業者は、食品衛生責任者証の交付を受けたときは、遅滞なく、当該食品衛生責任者の氏名を当該営業の施設の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 6 営業者は、食品衛生責任者が食品衛生責任者証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、食品衛生責任者証再交付申請書（第3号様式）を保健所長に提出し、食品衛生責任者証の再交付を受けなければならない。
- 7 営業者は、営業（営業が各部門に分かれているときは、当該各部門）を廃止したとき、又は食品衛生責任者がその資格を失ったときは、遅滞なく、食品衛生責任者証を保健所長に返納しなければならない。
- 8 食品衛生責任者証の有効期間は、その交付を受けた日から、当該食品衛生責任者の従事する業種が許可を必要とする業種の場合にあっては当該許可（食品衛生責任者が2種以上の許可を必要とする業種につき兼務する場合は、そのうちの主要な業種に係る許可）の期限までとし、その他の場合にあっては永年とする。

（平13規則113・平16規則49・平17規則103・平19規則37・平22規則56・平27規則50・一部改正）

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平18規則84・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する規則の廃止)

2 食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する規則(昭和49年6月横浜市規則第71号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成13年12月規則第113号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則〔中略〕の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の〔中略〕横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則〔中略〕の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則〔中略〕の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成16年4月規則第49号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則〔中略〕の規定により作成されている

様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成17年6月規則第103号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の健康増進法等施行細則、食品衛生法施行細則及び横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成18年3月規則第84号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月規則第37号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 この規則の施行の際現に第16条の規定による改正前の給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則、第25条の規定による改正前の児童福祉法施行細則、第26条の規定による改正前の母子保健法施行細則、第30条の規定による改正前の生活保護法施行細則、第31条の規定による改正前の横浜市身体障害者更生授産所条例施行規則、第33条の規定による改正前の興行場法施行細則、第34条の規定による改正前の旅館業法施行細則、第35条の規定による改正前の公衆浴場法施行細則、第36条の規定による改正前の理容師法施行細則、第37条の規定による改正前の美容師法施行細則、第38条の規定による改正前のクリーニング業法施行細則、第39条の規定による改正前の温泉法施行細則、第40条の規定による改正前の化製場等に関する法律施行細則、第41条の規定による改正前の横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則、第42条の規定による改正前の食品衛生法施行細則、第43条の規定による改正前の横浜市狂犬病予防法施行取扱規則、第44条の規定による改正前の横浜市動物の愛護

及び管理に関する条例施行規則、第45条の規定による改正前の横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則、第46条の規定による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則、第47条の規定による改正前の歯科技工士法施行細則、第48条の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則、第49条の規定による改正前の柔道整復師法施行細則、第50条の規定による改正前の薬事法施行細則、第51条の規定による改正前の死体解剖保存法施行細則及び第52条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

- 6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月規則第22号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月規則第50号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則及び第2条の規定による改正前の食品衛生法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和3年5月規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「一部改正政令」という。）第9条の規定により食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けないで営業を行う営業者及び一部改正政令附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行う営業者

については、この規則による廃止前の横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則第3条第2項及び第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第2項中「食品衛生責任者を置き、又は自ら食品衛生責任者となった」とあるのは「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号イの規定により食品衛生責任者を定めた」と、「食品衛生責任者設置（変更）届出書（第1号様式）」とあるのは「保健所長が別に定める様式による届出書」と、同条第3項中「条例別表第1第7項第5号」とあるのは「食品衛生法施行規則別表第17第1号ロ」とする。

（様式省略）